

2018. 11

(島根県道づくり調整会議)



道づくりだより 第129号



2018 秋の交通安全&冬用タイヤ装着キャンペーン in 中央道湖SA

-Contents-

1. (一) 大野魚瀬恵曇線古浦西長江工区 古浦西長江トンネルが貫通しました (道路建設課)
2. 山陰道の一日も早い全面開通を求めて女性の会3団体が中央要望を行いました (高速道路推進課)
3. 中央道湖SA (下り線) で観光PRをしました! (高速道路推進課)
4. 今年も雪の季節がやってきました。(道路維持課)
5. 道路への倒木、枝・雑草の張り出しにご注意ください! (道路維持課)
6. 離島林業と道づくり (隠岐支庁農林局)

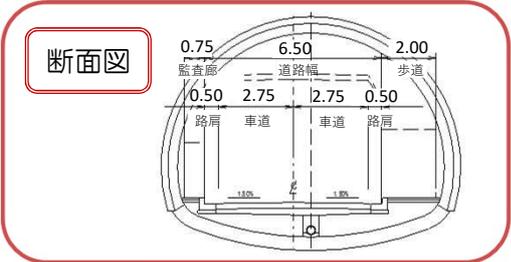
おおの おのぜ えとも
(一)大野魚瀬恵曇線古浦西長江工区
古浦西長江トンネルが貫通しました

(一)大野魚瀬恵曇線古浦西長江工区は、松江市鹿島町古浦から松江市西長江町までのトンネル区間を含む約1.6kmの改築事業で、沿線地域住民の生活道路、原子力災害等の避難路として、平成26年度より整備を行ってきたところです。

このたび、昨年9月より掘削を進めてきた古浦西長江トンネルが11月8日に無事貫通しました。



- 【工事概要】**
- 位置：松江市鹿島町古浦～西長江町地内
 - 工事延長：1640m(内トンネル1206m)
 - 内空断面：51.11㎡
 - 幅員：9.25m
(0.75+0.50+2.75×2+0.50+2.00)
 - 掘削方法：NATM(発破掘削)



通常、トンネルは1方向から掘削することが一般的ですが、古浦西長江トンネルでは古浦側と西長江側の2方向から掘削したので、島根県内では珍しくトンネル中間地点で貫通となりました。古浦側からの発破により貫通しましたが、貫通時には発破音が西長江側の坑口からも響き渡りました。

古浦西長江トンネルは平成31年度の完成を目指して引き続き、舗装・照明等の工事を行います。

貫通直前



貫通直後



山陰道の一日も早い全線開通を求めて 女性の会3団体が中央要望を行いました。

山陰道の早期整備を求め県西部で活動されている「山陰道の早期整備を推進する女性の会」3団体が11月22日に、島根県選出国會議員や国土交通省、財務省へ一日も早い山陰道の全線開通を求めた要望活動を行いました。

この要望活動は、平成22年度から行っており、今回で7回目となります。

要望活動では、一日も早い山陰道全線開通への思いや、日頃から感じている道路の問題を、地元の声としてストレートに訴えておられました。そして、要望先の先生方などからは、皆さんとともに一生懸命頑張るなど力強いお言葉や、活動に対するねぎらいのお言葉を頂きました。これら言葉は、今後の女性の会の活動の励みにもなったように思われます。

県内の山陰道の供用率は、62%であり、今年度開通予定の多伎・朝山道路を含めても67%です。山陰道の早期全線開通には、このような女性の会の活動が不可欠であり、引き続き力強い後押しをお願いしたい。

【要望活動を行った女性の会3団体】

- ・ ゆうひライン女性の会
[浜田・益田・萩間]
(光永榮子会長)
- ・ 山陰道(温泉津・江津間)の
早期建設を促進する女性の会
(平下洋子会長)
- ・ 山陰道(出雲・江津間)
早期実現推進協議会女性会
(平田久美子会長)



由木国土交通審議官
(国土交通省)



青木・竹下事務所
(砂防会館別館)



竹下衆議院議員
(衆議院第2議員会館)



細田衆議院議員
(衆議院第2議員会館)



青木事務所
(参議院議員会館)



島田事務所
(参議院議員会館811)



三浦事務所
(衆議院第2議員会館)



亀井事務所
(衆議院第2議員会館)

宍道湖 SA（下り線）にて観光PRをしました！

平成30年11月3日（土）に山陰自動車道宍道湖サービスエリア（下り線）にて高速隊・NEXCOグループ合同による2018「秋の交通安全&冬用タイヤ装着キャンペーン in 宍道湖SA」が開催され、高速道路推進課も宍道湖サービスエリアを来訪された皆さんに観光PRをしました。

当日は、高速隊パトカーや白バイ、NEXCO除雪車等への試乗や、シートベルトの重要性を体験するJAFの衝撃模擬体験機も出展し、多くの方が車両とともに記念撮影されていました。また、同イベント恒例の島根県立松江農林高校及び松江商業高校の生徒の皆さんによるオリジナル商品の販売等も行われました。



雲一つない晴天で、大勢の方が来場されました。



松江商高生が開発した「あごまる」は人気商品です！



白バイに乗車する機会はなかなかありません！



安心ドライブマップで目的地への道案内中です。

例年、島根県内でも冬用タイヤ未装着車両による走行不能やスリップ事故、スリップした車両が道路を塞ぐために起こる交通障害が多く発生しています。冬期は早めの冬用タイヤの装着とチェーンの携行をお願いします。

今年も雪の季節がやってきました。

雪への備えは万全ですか？

●冬用タイヤの装着とタイヤチェーンの携行

雪道や凍結した道路で立ち往生する車両の多くは、冬用タイヤ未装着が原因です。

冬用タイヤへの交換とタイヤチェーンの準備はお早めに！

なお、タイヤチェーンの装着は、道路沿いにあるチェーン着脱場や待避所など通行に支障のない安全な場所で行ってください。



●お出かけ前の道路状況の確認

お出かけ前には、道路の交通規制や目的地までの道路状況をご確認ください。

◇島根県道路カメラ情報◇

島根冬期

検索

◇島根県道路規制情報◇

島根規制

検索

道路の積雪状況をカメラ映像でチェックできます。

国や隣接県の道路情報にもリンクしています。

道路の通行規制情報がチェックできます。



拡大すると...



※スマートフォン、携帯電話はこちらから
※ブックマーク登録をお願いします。



スマートフォン用Web



携帯電話用Web

島根県観光キャラクターしまねっこ 島観連許諾第2297号

除雪作業へのご協力をお願いします

●路上駐車は絶対にやめましょう

路上駐車は除雪作業の障害となり、多くの人に迷惑がかかります。

●除雪車との車間距離を十分に取ってください

除雪車は車体が大きいので後方の車両が見えづらい場合があります。

また、凍結防止剤を散布する車両に近づくと、粒状の薬剤が接近した車両に当たるおそれがあります。

●玄関先の除雪にご協力ください

除雪車が通った後、やむを得ず玄関先に押された雪が残ることがあります。
玄関先に溜まった雪は、各家庭で除雪をお願いします。

道路の異状をお知らせください！



落石や倒木など道路の異状を見つけたときは、通報アプリ「パトレポしまね」でスマートフォンから写真や位置情報を送って下さい。
また、「道と川の相談ダイヤル」でも受け付けています。



アプリのダウンロードはコチラ

「道と川の相談ダイヤル」一覧

地域	電話番号	窓口
松江市	(0852) 32-5200	松江県土整備事務所
安来市	(0854) 32-4149	広瀬土木事業所
雲南市・飯南町	(0854) 42-9601	雲南県土整備事務所
奥出雲町	(0854) 54-1251	仁多土木事業所
出雲市	(0853) 30-5789	出雲県土整備事務所
川本町・美郷町・邑南町	(0855) 72-9630	県央県土整備事務所
大田市	(0854) 84-9720	大田事業所
江津市・浜田市	(0855) 29-5777	浜田県土整備事務所
益田市	(0856) 31-9655	益田県土整備事務所
津和野町・吉賀町	(0856) 72-0511	津和野土木事業所
隠岐の島町	(0851) 22-9737	隠岐支庁県土整備局
西ノ島町・海士町・知夫村	(0851) 47-9111	島前事業部



車の立ち往生による渋滞



落石・倒木

高速道路や国道など
主要な幹線道路の
情報はこちらでも
受け付けています。



！道路への倒木、枝・雑草の張り出しにご注意ください！

道路や歩道への倒木、枝の張り出しにより通行の支障になったり、標識が見えづらくなっている所が多数あります。島根県ではパトロールを行い、そういった危険な箇所がないか確認しています。これが原因で車両や歩行者に事故が発生した時は、原因となった樹木の所有者の責任を問われること（※）があります。またこれからの季節、雪の重みで木が倒れることがあります。樹木の所有者の方は伐採または枝払いをお願いします。

道路利用者の方も、万が一倒木や枝の張り出し等で見通しが悪い場合には、徐行または停止できるようなスピードで走行するなど、安全運転を心がけてください。（※強風や大雨、降雪の後は特に注意してください。）

皆さんが安全に道路を利用できるよう、ご協力をお願いします。



↑雪の重みで木が倒れ、非常に危険です。

※樹木の所有者の責任については、法律で定められています。

- 道路上に倒れたり張り出した樹木の所有者は、その樹木が原因で事故が起こったとき、被害者に対して損害賠償責任を負う場合があります。

民法第717条（土地の工作物の占有者及び所有者の責任）

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

- 道路を汚したり、土砂や樹木を置くなど、道路の構造や交通の邪魔になるようなことをしてはいけません。

道路法第43条（道路に関する禁止行為）

何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞（おそれ）のある行為をすること。

離島林業と道づくり

隠岐支庁農林局

1 林業に必要な道づくりとは

「林道」とは、文字どおり主に林業に供する道です。林道が林業にとって欠かせない道であることは一般にご理解いただいていると思います。しかしながら、林業では単純に道があればよい訳ではありません。今回は林業にとって必要な道づくりの考え方を少し解説します。

県道など生活道路は集落等をつなぎアクセス性を向上することが主な目的ですが、林業に必要な道は木を山から効率よく出すことが主な目的です。道が多ければ木の伐採や運搬に使う機械の進入が容易になりますが、道が多すぎれば整備費がかさみ、木の販売利益が減少します。このため、伐採や運搬機械の走行に必要な道の大きさや長さを考えながら、山にバランスよく道の網（路網）を作ることが基本です。

道は規模の大小で、林道（大）、林業専用道（中）、森林作業道（小）の3種に分けられます。林業の作業性を考えつつ、3種の道を経済的にも有利となるよう組み合わせ配置します。血管のように山に大小の道を枝状に配置することにより、車が入れなかった山の奥部へ容易に進入できるようになります。このことから、林業に必要な道づくりでは適切な「路網」構築が重要になります。



「路網」イメージ



玉若酢命神社の「八百杉」
千年超の巨木も育つ豊かな環境

2 島と林業

隠岐の島町が位置する島後は本土から約80kmの海上にある隠岐諸島中最大の島です。日本海の豊富な海洋資源に恵まれ、昔から漁業が主要産業となっていますが、実は海から少し離れると典型的な中山間地が広がり、海は見え山ばかりで島に居ることさえ忘れるほどです。この広大な山林に過去から積極的な植林がなされ、人工林資源の量は本土の平均値を大きく超え、現在これらの豊富な森林資源は成熟期を迎えています。このため、隠岐に来たことが無い方は意外と思われるかもしれませんが、林業は重要な島の産業の一つに位置づけられ、森林資源の積極的な利活用が期待されているところです。

3 隠岐の島町での林内路網づくり

隠岐の島町では、これまで林業の基盤として積極的な林道づくりを進めてきました。山の中の林道密度は本土平均の2倍を超えており、幹線となる林道はかなり充実しています。今後は林業で必要とされる最適な路網構築に向け、幹線林道を補う林業専用道に重点を置いた整備を進める必要があります。現在、県が林道1路線、町が林業専用道1路線を新たに整備しており、林業での活用が期待されています。



県が整備する林道「上ヶ床線」